

平成29年3月17日
日本維新の会

「『天皇退位等についての立法府の対応』に関する衆参正副議長による議論のとりまとめ」 に関する見解について

今般のとりまとめは、我が党の主張に沿うものであり、基本的に賛成できる。一方、皇室に係る議論の場を国会につくるべきとの主張も記載を求めたい。

一．皇室典範に根拠をおく特例法の制定について

天皇陛下の譲位について、我が党は、皇室典範に根拠を設けたうえで、一代限りの譲位を可能とする特例法を制定すべきことを主張した。とりまとめにおいては、この点について、我が党の当初よりの主張が反映されたものと考える。

・合憲性について

とりまとめでは、憲法上の疑義を生じさせないために皇室典範の改正が必要であるとの認識が示された。我が党は、この問題の議論にあたって合憲性を重視しており、この認識を共有している。

・法形式について

とりまとめでは、皇室典範の附則で特例法と典範の一体性を記す案が示されており、この案ならば、我が党の主張する法形式になるものと考える。

・特例法の概要について

特例法の概要に関する案は、その都度、諸事情を勘案できる内容であるとともに、今後の先例として重要な規範となりうる一般性も備えているものと考える。

また、天皇陛下の意思表明が憲法違反にならないようにするとともに、天皇陛下の御意思に沿わない譲位を防ぐ必要がある。この点は、今上陛下が譲位の御意思を表明されたのではなく御高齢等に関する御認識を述べたという経緯を盛り込む案で、恣意的な譲位や強制的な譲位を防ぐことができると考える。

二．皇室に係る諸課題の議論の場を国会に設置することについて

我が党より皇室に係るその他の諸課題の議論を行う場を早急に国会にも設置すべきとの主張があつたことや、それを受けての今後の方向性についての内容が盛り込まれていない。なお皇位継承の在り方等について国会にても議論する場をつくるべきとの主張は、他党からもなされたところである。とりまとめにおいては、政府においてその方策の速やかな検討がなされるべきとされているが、意見のあった国会における議論の場の方向性についても記載を求める。

以上